

～ 障害児通所支援の利用者負担について ～

利用者負担については、サービスの利用量に応じた1割の自己負担がありますが、所得に応じた負担上限月額が定められています。また、世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が1人分の負担額となるように軽減します。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

「生計を一にする」とは

同一の家計の中で生活していることを言います。必ずしも同居を要件とするものではなく、常に生活費や療養費などを送金している場合も含みます。

(注釈) 単身赴任等により、保護者に該当する方もしくはその配偶者の方が豊島区から転出している場合は、申請の際に担当職員にお申し付けください。

◎利用者の方の負担上限月額は、次の通りです。

《福祉部分（全児童通所対象）》

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	区民税非課税世帯の方	0円
一般1	区民税所得割額28万円未満の世帯の方※	4,600円
一般2	区民税所得割額28万円以上の世帯の方※	37,200円

※区民税所得割額は保護者の属する世帯員全員の合計額（住宅ローン控除、寄付金控除税額控除前の額）です。

《医療部分（医療型児童発達支援のみ対象）》

世帯区分	所得区分	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得1	区民税非課税世帯で保護者の年収が80万円以下の方	15,000円
低所得2	区民税非課税世帯で保護者の年収が80万円を超える方	24,600円
一般1・2	区民税課税世帯の方	40,200円

《軽減制度》（未就学児対象：①～⑥ 就学児対象：④～⑥）

① 利用者負担の無償化（国の制度）

次のサービスは国の無償化の対象です。それに伴い、利用者負担額はゼロとなります。

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

(注釈) 利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）については、無償化対象外となりますので、引き続きお支払いいただくことになります。

無償化の期間

無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの期間です。

*就学義務の猶予となったお子さんについては、猶予期間の最終日または猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象となります。

保育所・幼稚園等の無償化対象期間とは異なりますのでご注意ください。

この無償化については、全国一律で実施されるため、無償化のための手続きは必要ありません。

② 豊島区の独自助成

満3歳になって初めての4月1日を迎える前に次のサービスをご利用になる場合は、豊島区の独自助成として、利用者負担額は免除されます。

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

(注釈) 利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）については、無償化対象外となりますので、引き続きお支払いいただくことになります。

③ 多子軽減措置

就学前の障害児通所支援利用児童が、第2子・第3子等に該当する場合、サービスの自己負担額を従来の1割負担から、0.5割・0割に軽減する措置のことです。

《対象者》

(1) 所得割合計額が77,101円(注釈1)以上の世帯

未就学児の兄又は姉が、幼稚園等(注釈2)に通っている、若しくは通所支援を利用している利用児童がいる場合に軽減を受けることができます。この場合、幼稚園等に通園している通園証明書のお提出をお願いします。

(2) 所得割合計額77,101円(注釈1)未満の世帯

未就学児の兄又は姉の年齢を問わず、軽減を受けることができます。

(注釈1) およそ年収360万円相当

(注釈2)「幼稚園等」とは

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育園、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を言います。

④ 食事提供体制加算(食事負担の軽減)

通所施設利用者で世帯区分が生活保護、低所得、一般1世帯の場合は、食費(人件費+食材料費)のうち、食材料費のみの負担となるよう食費負担の軽減があります。食材料費は施設ごとに額が設定されるため、施設ごとで異なります。

⑤ 高額障害児通所給付費(サービス利用料の返金)

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額について、当該世帯の1か月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になった場合には、利用者負担額が基準額まで軽減されます。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額(同一人が障害福祉サービスを併用している場合)

(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

(例) 居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

○補装具費の利用者負担額(同一人が障害福祉サービスを併用している場合)

○児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額

(例) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

基準額を超えて負担額を支払った場合には、超えた分と同額の高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児通所給付費が申請により後から支給されます。(償還払い方式によります。) 対象や申請方法など、詳しくは、お問い合わせください。

⑥ 生活保護への移行防止(境界層対象者に対する軽減措置)

利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで福祉サービス費の利用者負担や食費・光熱水費の実費負担を引き下げます。

【問い合わせ先】

保健福祉部 障害福祉課

児童・障害児支援グループ

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所4階)

☎03-4566-2451